

○漁業の許可及び取締り等に関する省令

(昭和三十八年二月二十二日)

(農林省令第五号)

| | | | | |
|----|-------|-------|---------|---------|
| 改正 | 昭和三八年 | 九月三〇日 | 農林省令 | 第 五八号 |
| | 同 | 三八年 | 二月 七日 | 同 第 六九号 |
| | 同 | 三九年 | 一〇月 二日 | 同 第 四六号 |
| | 同 | 四〇年 | 二月 一五日 | 同 第 五六号 |
| | 同 | 四〇年 | 二月 一五日 | 同 第 五七号 |
| | 同 | 四一年 | 二月 一八日 | 同 第 二 号 |
| | 同 | 四一年 | 三月 三〇日 | 同 第 一三号 |
| | 同 | 四一年 | 一〇月 一日 | 同 第 五二号 |
| | 同 | 四二年 | 二月 一八日 | 同 第 二 号 |
| | 同 | 四二年 | 三月 二八日 | 同 第 七 号 |
| | 同 | 四二年 | 九月 三〇日 | 同 第 四八号 |
| | 同 | 四三年 | 一月 二五日 | 同 第 二 号 |
| | 同 | 四三年 | 十二月 二四日 | 同 第 七〇号 |
| | 同 | 四四年 | 三月 三一日 | 同 第 一六号 |
| | 同 | 四四年 | 六月 一七日 | 同 第 三八号 |
| | 同 | 四五年 | 三月 三一日 | 同 第 一二号 |
| | 同 | 四五年 | 十二月 二六日 | 同 第 六六号 |
| | 同 | 四六年 | 二月 二六日 | 同 第 八 号 |
| | 同 | 四七年 | 三月 三一日 | 同 第 二〇号 |
| | 同 | 四七年 | 八月 八 日 | 同 第 五二号 |

| | | | | |
|----|-----|---------|--------|-------|
| 同 | 四七年 | 一〇月 七日 | 同 | 第 五六号 |
| 同 | 四八年 | 二月 一六日 | 同 | 第 九 号 |
| 同 | 四九年 | 一〇月 三日 | 同 | 第 四三号 |
| 同 | 五一年 | 一月 一七日 | 同 | 第 一 号 |
| 同 | 五一年 | 四月 五日 | 同 | 第 一二号 |
| 同 | 五一年 | 二月 一八日 | 同 | 第 五一号 |
| 同 | 五二年 | 三月 七日 | 同 | 第 五 号 |
| 同 | 五二年 | 七月 一日 | 同 | 第 三三号 |
| 同 | 五三年 | 二月 二日 | 同 | 第 三 号 |
| 同 | 五三年 | 五月 二一日 | 同 | 第 四四号 |
| 同 | 五三年 | 七月 五日 | 同 | 第 四九号 |
| 同 | 五四年 | 二月 二〇日 | 農林水産省令 | 第 四 号 |
| 同 | 五四年 | 六月 二日 | 同 | 第 二八号 |
| 同 | 五五年 | 九月 一六日 | 同 | 第 三九号 |
| 同 | 五七年 | 四月 二一日 | 同 | 第 一六号 |
| 同 | 五七年 | 十二月 一六日 | 同 | 第 五四号 |
| 同 | 五八年 | 六月 一一日 | 同 | 第 一七号 |
| 同 | 五九年 | 三月 一〇日 | 同 | 第 四 号 |
| 同 | 六〇年 | 七月 三〇日 | 同 | 第 三七号 |
| 同 | 六二年 | 四月 二〇日 | 同 | 第 九 号 |
| 平成 | 元年 | 四月 二六日 | 同 | 第 一九号 |
| 同 | 二年 | 二月 二二日 | 同 | 第 二 号 |
| 同 | 二年 | 四月 二五日 | 同 | 第 一七号 |

同 三年 七月 三日 同 第 三五号
同 四年 二月 八日 同 第 四号
同 四年 四月 七日 同 第 一九号
同 五年 四月 一日 同 第 一二号
同 五年 四月 一日 同 第 一五号
同 六年 八月 二六日 同 第 五四号
同 六年 九月 三〇日 同 第 七〇号
同 九年 四月 二一日 同 第 三一号
同 九年 七月 一五日 同 第 五二号
同 一〇年 七月 一五日 同 第 六〇号
同 一〇年 七月 一六日 同 第 六一号
同 一一年 一月 二日 同 第 三号
同 一二年 一月 二七日 同 第 九五号
同 一三年 四月 二〇日 同 第 九二号
同 一三年 七月 三〇日 同 第 一一一号
同 一三年 九月 二一日 同 第 一二四号
同 一四年 三月 二七日 同 第 一八号
同 一四年 七月 二五日 同 第 六六号
同 一五年 四月 一七日 同 第 四一号
同 一五年 一月 二〇日 同 第 一二四号
同 一六年 三月 一日 同 第 一五号
同 一六年 七月 一六日 同 第 六〇号
同 一六年 一〇月 二二日 同 第 七七号

同 一六年 一月 一日 同 第 八四号
同 一六年 二月 一日 同 第 九〇号
同 一七年 三月 一日 同 第 一六号
同 一七年 四月 二八日 同 第 六八号
同 一七年 七月 七日 同 第 八一号
同 一七年 八月 一日 同 第 八七号
同 一七年 九月 一日 同 第 九九号
同 一八年 二月 一日 同 第 二二号
同 一八年 三月 三一日 同 第 二二二号
同 一八年 七月 六日 同 第 六四号
同 一八年 二月 一四日 同 第 九一号
同 一九年 七月 二五日 同 第 六四号
同 一九年 一月 三〇日 同 第 八七号
同 二〇年 三月 一九日 同 第 一四号
同 二〇年 七月 二五日 同 第 五〇号
同 二一年 七月 二二日 同 第 四八号
同 二二年 三月 二三日 同 第 二〇号
同 二二年 七月 二八日 同 第 四四号
同 二三年 二月 二七日 同 第 六四号
同 二三年 七月 二一日 同 第 四五号
同 二三年 二月 二五日 同 第 六四号
同 二四年 三月 二六日 同 第 一七号
(同 二四年 六月 五日 同 第 三五号)

| | |
|---------------|---------|
| 同 二四年 六月 五日同 | 第 三五号 |
| 同 二五年 三月 二九日同 | 第 二二号 |
| 同 二五年 七月 三一日同 | 第 五五号 |
| 同 二五年 九月 一三日同 | 第 六三号 |
| 同 二六年 六月 二七日同 | 第 四〇号 |
| 同 二六年 八月 一三日同 | 第 四五号 |
| 同 二六年一〇月 一日同 | 第 五三号 |
| 同 二六年一〇月 八日同 | 第 五五号 |
| 同 二六年十二月 一八日同 | 第 七一号 |
| 同 二七年 九月 九日同 | 第 六九号 |
| 同 二八年 五月 一九日同 | 第 三八号 |
| 同 二八年十二月 二三日同 | 第 七八号 |
| 同 二九年 六月 七日同 | 第 三三三号 |
| 同 二九年 六月 二二日同 | 第 三四号 |
| 同 二九年 九月 二二日同 | 第 五三三号 |
| 同 二九年十二月 二三日同 | 第 六六号 |
| 同 三〇年 六月 二九日同 | 第 四一号 |
| 同 三二年 三月 二二日同 | 第 一三三号 |
| 同 三二年 三月 一九日同 | 第 一六号 |
| 令和 元年一〇月 九日同 | 第 三八号 |
| 同 二年 七月 八日同 | 第 四八号 |
| (同 二年一〇月二〇日同 | 第 七三三号) |
| (同 二年一月二五日同 | 第 七八号) |

| | |
|---------------|---------|
| 同 二年一〇月二〇日同 | 第 七三三号 |
| 同 二年十二月二四日同 | 第 八一号 |
| 同 二年十二月二一日同 | 第 八三三号 |
| 同 三年 一月 七日同 | 第 二二号 |
| 同 三年 二月 一九日同 | 第 六号 |
| 同 三年 四月 二三日同 | 第 三三二号 |
| 同 三年 六月 三日同 | 第 三三五号 |
| 同 四年 四月 一一日同 | 第 三三六号 |
| 同 四年 七月 一日同 | 第 四三三三号 |
| 同 五年 三月 二二日同 | 第 一六号 |
| 同 五年 七月 五日同 | 第 三三八号 |
| 同 五年十二月 二八日同 | 第 六六号 |
| 同 六年 四月 二五日同 | 第 二八号 |
| 同 六年 六月 一一日同 | 第 三三五号 |
| 同 七年 四月 二二日同 | 第 二二二号 |
| 同 七年 五月 三〇日同 | 第 二四四号 |
| (同 八年 三月 二三日同 | 第 一七七号) |
| 同 七年 六月 二〇日同 | 第 二九九号 |
| 同 七年十二月 一日同 | 第 五二二号 |
| 同 八年 四月 二日同 | 第 三三二二号 |

(起業の認可の変更の許可)

第十一条 起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の

方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

(令ニ農水令四八・追加)